

平成20年度実績評価書要旨

平成20年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：医政局指導課

施策名	日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること (1-1-1)	政策体系上の位置付け 基本目標1 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策目標1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること
施策の概要	国民の医療に対する安心、信頼の確保を目指し、医療計画制度の中で医療機能の分化・連携を推進すること等を通じて、地域において切れ目のない医療の提供を実現し、患者の多様なニーズ等に対応した医療関連サービスの提供を促進することにより、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る。	
施策に関する 評価結果の概 要と達成すべき 目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性)) 人口の急速な高齢化が進む中で、疾病構造が変化し、生活習慣病が増加している。そのような状況下で生活の質の向上を実現するため、特に、4疾病(がん、脳卒中、急性心筋梗塞及び糖尿病)に対応した医療連携体制の早急な構築を図る必要がある。 さらに、産科・小児科、へき地等における医師不足の問題等多くの問題が指摘されているが、地域における医療提供体制の確保において重要な課題となる5事業(救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療及び小児医療(小児救急医療を含む。))に対応した医療連携体制の早急な構築を図る必要がある。 また、病院を良質かつ適正な医療を行う場にふさわしいものとするため、病院が医療法及び関連法令により規定された人員及び構造設備を有し、かつ、適正な管理を行っているか否かについて検査する必要がある。 さらに、質の高い医療サービスが適切に提供される体制を確立することが重要であることから、患者・国民のニーズに合った医療関連サービスを提供する必要がある。</p> <p>(有効性) 各種国庫補助等により病床不足率の減少、へき地医療拠点病院等や救命救急センター等の数の増加等が図られているところである。今後、医療計画制度を通じた医療機能の分化・連携が推進されることにより、より良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるものと考えられる。 ※医療計画制度：各都道府県が定める、医療提供体制の確保を図るための計画</p> <p>(効率性) 医療計画制度の中で都道府県ががんなどの4疾病5事業に係る医療連携体制の構築を進めることにより医療機能の分化・連携を推進することとしているが、この過程において各種国庫補助等を行うことにより都道府県の取組が着実に進められるよう支援を行っている。</p> <p>(総合的な評価) 医療計画制度を通じ日常医療圏の中で必要な医療を提供する体制の整備が図られるよう取組を進めている。がんなどの4疾病5事業に係る医療連携体制の構築については、都道府県の取組が着実に進められるよう支援を行っているところであり、医療機関の整備については、国庫補助事業等の取組により病床不足率が減少している。また、運営費等補助金や各種国庫補助等により、へき地医療拠点病院や救命救急センター等の数が増加しているなど、施策目標の達成に向けた取組が進んでいると評価できる。 さらに、医療法に基づく立入検査により医療の安全が確保されるとともに、民間事業者のサービスの活用により良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の整備が進められている。</p> <p>(評価結果の分類)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> i 施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○) ii 施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに○) <ul style="list-style-type: none"> (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 (ロ) 見直しを行わず引き続き実施 (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討 iii 機構・定員要求を検討(該当する場合に○) <p>(理由) 「安心と希望の医療確保ビジョン(平成20年6月)」等に沿って、予算の新規要求拡充要求等を要求中。</p> </div>	

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)		H15	H16	H17	H18	H19
1	各都道府県の医療計画において定められた4疾病5事業に係る医療連携体制の構築率(単位:%) (一)	—	—	—	—	—
2	病院への立入検査における指摘に対する遵守率(単位:%) (一)	96.7	96.7	97.0	97.2	集計中
3	医療関連サービス事業の事業者数(単位:数) (一)	5,759	5,911	6,072	6,230	6,396
(調査名・資料出所、備考) ・指標1については、各都道府県が平成20年度から推進する新たな医療計画を踏まえて評価するため、平成19年度は評価不能。 ・指標2について、医政局指導課が各都道府県等から報告を受けて集計したもの。平成19年度の数値については、現在集計中であり、平成20年12月に公表予定。 ・指標3については、医政局経済課医療関連サービス室調べによる。(医療関連サービス事業の事業者の都道府県登録数、医療関連サービス事業者関連団体の会員数等の合計。)						

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	第169回国会における福田内閣総理大臣施政方針演説	平成20年1月18日	「今、医療現場は様々な問題に直面していますが、国民の皆様が安心できるように、患者本位の医療体制を構築します。」 「ITを活用して救急情報を関係機関と共有するなど、救急医療の体制を整備します。」

平成20年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：医政局医事課

<p>施策名</p>	<p>今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること</p> <p>(I-2-1)</p>	<p>政策体系上の位置付け</p> <p>基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策目標 2 必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること</p>								
<p>施策の概要</p>	<p>国民の医療に対する安心・信頼の確保を目指し、質の高い医療サービスが適切に受けられる体制を構築するため、看護師等の医療従事者を養成する養成施設等の指定等を行うとともに、女性医師や看護職員の再就業の支援を行うことで、医療従事者の確保を行う。</p>									
<p>施策に関する 評価結果の概 要と達成すべき 目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性)) これまでに「医師の需給に関する検討会」や「第六次看護職員需給見通しに関する検討会」等により推計された医療従事者の需要と供給の見通しでは、現在医療従事者は充足している状況にはなく、今後医療従事者の需要が増加することが示されている。 とりわけ医師数については、現状では総数が不足しているという認識の下で対策を行う必要がある。厚生労働省において本年6月においてとりまとめた「安心と希望の医療確保ビジョン」において、医師の需給につき、医師不足の現状にかんがみ、総体として医師養成数の増加及び医師養成環境の整備をはかることとしているが、今後とも着実な実施に努めていく必要がある。</p> <p>(有効性) 医療従事者の確保を図るために、新たな医療従事者の養成を進めるとともに、離職した医療従事者の再就業を促す施策が実施され、医療従事者の確保が推進されていることから施策目標の達成に向けて有効性が高いものと評価できる。</p> <p>(効率性) 医療従事者の確保の観点から、すでに免許を有しているが就業していない者の復職の支援を行うために、女性医師及び看護職員について再就業の支援を行う施策が実施されており、施策目標の達成に関して効率的な取組であると評価できる。</p> <p>(総合的な評価) 医療従事者は毎年着実に増加しているが、今後も適正に医療が供給できるよう医療従事者を確保していく施策を実施していく必要があると考えられる。また、産婦人科、小児科などの診療科を中心に、多くの地域で医師不足問題が深刻になっており、地域に必要な医師を確保することは喫緊の課題である。平成19年度には、政府・与党でとりまとめた「緊急医師確保対策」や本年6月に厚生労働省においてとりまとめた「安心と希望の医療確保ビジョン」を踏まえ、各般の幅広い施策を実施していく必要がある。</p> <p>(評価結果の分類)</p> <table border="1" data-bbox="422 1451 1294 1843"> <tr> <td>i</td> <td>施策目標の終了・廃止を検討（該当する場合に○）</td> </tr> <tr> <td>ii</td> <td>施策目標を継続（該当する場合に次のいずれか1つに○） (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 (ロ) 見直しを行わず引き続き実施 (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討</td> </tr> <tr> <td>iii</td> <td>機構・定員要求を検討（該当する場合に○）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(理由) 現在、平成19年5月に政府・与党で取りまとめた緊急医師確保対策等に基づき、医師確保対策に取り組んでいるところであり、今後も政策目標を達成するために引き続き各般の施策を実施していく必要があると認識している。 平成19年度事業においては、都道府県の予算の問題もあり、都道府県の取り組みは進んでいない状況にある。そこで平成20年現在、都道府県から調書を取り、関係予算の円滑で適切な執行にむけ取り組んでいる最中である。平成21年度においては、本年6月に厚生労働省においてとりまとめた「安心と希望の医療確保ビジョン」を踏まえ、幅広い施策を実施していくことを検討している。</td> </tr> </table>		i	施策目標の終了・廃止を検討（該当する場合に○）	ii	施策目標を継続（該当する場合に次のいずれか1つに○） (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 (ロ) 見直しを行わず引き続き実施 (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討	iii	機構・定員要求を検討（該当する場合に○）	(理由) 現在、平成19年5月に政府・与党で取りまとめた緊急医師確保対策等に基づき、医師確保対策に取り組んでいるところであり、今後も政策目標を達成するために引き続き各般の施策を実施していく必要があると認識している。 平成19年度事業においては、都道府県の予算の問題もあり、都道府県の取り組みは進んでいない状況にある。そこで平成20年現在、都道府県から調書を取り、関係予算の円滑で適切な執行にむけ取り組んでいる最中である。平成21年度においては、本年6月に厚生労働省においてとりまとめた「安心と希望の医療確保ビジョン」を踏まえ、幅広い施策を実施していくことを検討している。	
i	施策目標の終了・廃止を検討（該当する場合に○）									
ii	施策目標を継続（該当する場合に次のいずれか1つに○） (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 (ロ) 見直しを行わず引き続き実施 (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討									
iii	機構・定員要求を検討（該当する場合に○）									
(理由) 現在、平成19年5月に政府・与党で取りまとめた緊急医師確保対策等に基づき、医師確保対策に取り組んでいるところであり、今後も政策目標を達成するために引き続き各般の施策を実施していく必要があると認識している。 平成19年度事業においては、都道府県の予算の問題もあり、都道府県の取り組みは進んでいない状況にある。そこで平成20年現在、都道府県から調書を取り、関係予算の円滑で適切な執行にむけ取り組んでいる最中である。平成21年度においては、本年6月に厚生労働省においてとりまとめた「安心と希望の医療確保ビジョン」を踏まえ、幅広い施策を実施していくことを検討している。										

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H15	H16	H17	H18	H19
1 就業医師数(単位:人)(一)	—	256,668	—	263,540	—
2 就業女性医師数(単位:人) (前回調査時以上)	—	42,040 【108%】	—	45,222 【107.6%】	—
3 女性医師バンクの再就業支援件数 (単位:人) (前年度以上)	—	—	—	84	207 【246.4%】
4 就業看護師数(単位:人) (前年度以上)	772,407 【104%】	797,233 【103.2%】	822,913 【103.2%】	848,185 【103.1%】	集計中
5 看護職員確保モデル事業や中央ナースセンター事業等により再就業した看護職員数(単位:人) (前年度以上)	18,945 【99%】	16,830 【88.8%】	16,107 【95.7%】	16,227 【100.7%】	集計中
(調査名・資料出所、備考) ・「医師の需給に関する検討会報告書」(平成18年7月)では、2004年「医師不足量」を9000人としている。 ・指標1及び2は、「医師・歯科医師・薬剤師調査」(大臣官房統計情報部調べ)(隔年の12月31日現在)による。 ・指標3は、女性医師バンクにおいて、新たに求職者として登録し、コーディネーターによる就業相談を受けた女性医師の数であり、医政局医事課調べによる。 ・指標4及び5は、医政局看護課調べによる。平成19年度の数値は現在集計中であり、平成20年1月に公表予定。 ・指標5には助産師確保総合対策事業が含まれており、また再就職した看護職員数は都道府県のナースセンターからの実績報告書を集計したもの。 【参考】厚生労働省ホームページ http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/index.html					

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	5つの安心プラン(政府発表)	平成20年7月29日	○健康に心配があれば、誰もが医療を受けられる社会 救急医療や産科・小児科医療をはじめとした地域医療の確保、医師不足や勤務医の過重労働等に対する対応が課題となる中で、国民の医療に対する安心を確保し、将来にわたり質の高い医療サービスを受けられるよう、「安心と希望の医療確保ビジョン」で示した施策の実現に向けて取組を進める。

平成20年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：医政局医事課

<p>施策名</p>	<p>医療従事者の資質の向上を図ること</p> <p>(I-2-2)</p>	<p>政策体系上の位置付け</p> <p>基本目標1 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策目標2 必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること</p>
<p>施策の概要</p>	<p>医療の質と安全を確保するためには、医師をはじめとした医療従事者の資質の向上を図ることが重要な課題である。そのため、医師等医療従事者としての資質の向上を図ることを目的として、医師及び歯科医師については臨床研修を必修化するとともに、各種医療従事者に対する各種研修会等を実施している。</p>	
<p>施策に関する 評価結果の概 要と達成すべき 目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性)) 以前の臨床研修では研修科目が不明確であり専門医志向のストレートな研修が中心となっていたことに加え、研修生の身分が不安定という問題点があった。そこで安心・信頼してかかれる医療を確保する観点から、医療従事者の資質の向上は重要であり、医師及び歯科医師について医師免許取得後の臨床研修を必修化した。臨床研修では基本的な診療能力を修得し、医師及び歯科医師としての資質の向上を図っており、毎年およそ7,500名の医師及びおよそ2,300名の歯科医師が臨床研修を新たに受けている。看護師をはじめとする医療従事者についても、卒後も様々な研修の機会等を通じ、資質の向上が行われており、職能団体等においても認定看護師・専門看護師研修及び認定等の取組をはじめ、資質の向上に向けた各般の取組が行われている。</p> <p>(有効性) 診療に従事しようとする医師を対象に、幅広く医師として必要な診療能力を身に付けることを目指すプログラムによる臨床研修が着実に実施されており、施策目標の達成に向け有効性が高いものと考えられる。</p> <p>(効率性) 臨床研修については、診療に従事しようとする医師を対象として、基本的な診療能力の修得を目的として必修化されたものであり、必修化に当たり基本的な考えとして医師としての人格を涵養し、プライマリ・ケア(初期診療)の基本的な診療能力を修得するためにアルバイトせずに研修に専念できる環境が整備された全国の厚生労働省大臣指定の臨床研修指定病院において当該研修を実施しており、施策目標の達成に関し、効率的な取組であると考えられる。</p> <p>(総合的な評価) 臨床研修においては、医師が、適切な指導体制の下で、医師としての人格を涵養し、プライマリ・ケアを中心に幅広く医師として必要な診療能力を身に付けることが目指されており、国としても臨床研修の指導体制の充実のための支援等を行っているところであり、多くの研修医が臨床研修の到達目標が達成できたと自己評価しているところである。 臨床研修のほか医療従事者に対する各種研修の着実な実施や、行政処分を受けた医師・歯科医師・看護師・薬剤師に対して再教育研修を義務付けるなどの取組も行っているところであり、医療従事者の資質の向上について着実に取り組まれていると考えられる。</p> <p>(評価結果の分類)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>i 施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○)</p> <p>ii 施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに○)</p> <p>(イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討</p> <p>(ロ) 見直しを行わず引き続き実施</p> <p>(ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討</p> <p>iii 機構・定員要求を検討(該当する場合に○)</p> <p>(理由)</p> <p>臨床研修をはじめ、医療従事者の資質の向上が順調に実施されているところであり、施策目標の達成に向け、今後も施策の継続が必要である。臨床研修をはじめ医療従事者の資質の向上が順調に実施されているところであり、施策目標の達成に向け、今後も施策の継続が必要である。</p> <p>平成19年度事業については、各病院プログラムの関係上、研修医がへき地での研修を行う機会が予定を下回った点において施策の取り組みが進んでいなかった。</p> <p>平成20年現在、各地の地方厚生局が臨床研修病院に対する指導を行うなど施策を着実に実施している最中である。平成21年度予算においては、本年6月に厚生労働省において取りまとめた「安心と希望の医療確保ビジョン」を踏まえ、幅広い施策を実施していくことを検討中である。</p> </div>	

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H15	H16	H17	H18	H19
1 研修医の臨床研修目標達成度(単位:%) (前年度以上/毎年度)	—	—	—	64.4 【—】	62.6 【97.2%】
(調査名・資料出所、備考) ・ 指標1は、厚生労働科学研究費補助金研究「新医師臨床研修制度の評価に関する調査研究」班において実施した臨床研修医に対する調査において、臨床研修の到達目標が「十分達成された」及び「ほぼ達成された」と回答した研修2年次生の割合。 ・ なお、平成18年度より開始した調査であるため、平成15～17年は未把握。					

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)

平成20年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：医政局研究開発振興課医療機器・情報室

		政策体系上の位置付け
施策名	医療情報化インフラの普及を推進すること (1-3-1)	基本目標1 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策目標3 利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること
施策の概要	医療のIT化を推進するため、「IT新改革戦略」等に基づき、標準化の推進や安全な情報連携基盤の整備を進めるとともに、医療機関における費用負担の軽減に資する取組等を実施する。	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性)) 医療を取り巻く環境が、少子高齢化の進展や医療技術の高度化等により大きく変化している中で、医療サービスの質を向上させ、一定の医療資源の中で質の高いサービスを充実させるため、業務の効率化、患者の利便性向上や医療の質の向上が期待される医療情報システムの導入に対して医療機関の関心は高いが、①システムの導入・維持費が高額なこと、②新旧システム間や異なるシステム間の互換性が確保されていないこと等の課題がある。</p> <p>(有効性) オーダーリングシステム等の医療情報システムを導入することで、患者情報の共有、受付業務の簡略化、カルテ搬送の軽減など業務の効率化、待ち時間の短縮、診療情報の共有化などによる患者の利便性向上や蓄積されたデータの活用や医療安全など医療の質の向上が期待されることから施策の推進に有効である。</p> <p>(効率性) 医療情報システムの導入に当たっては、①システムの導入・維持費が高額なこと、②新旧システム間や異なるシステム間の互換性が確保されていないこと等の課題が挙げられており、地域における中心的役割を果たしている医療機関と周辺の医療機関が医療情報ネットワークを構築し、チーム医療・グループ診療の実践を可能とする地域医療連携体制を構築するための補助事業である地域診療情報連携推進事業による医療機関のシステム導入にかかる費用負担軽減や医療情報システムの相互運用性確保のための対向試験ツール開発事業によるシステム間の互換性確保など、それらの課題解決に資する施策に取り組んでいるところである。</p> <p>(総合的な評価) 医療分野のIT化については、医療用語及び用語間の関連性コードの標準化など各種標準化等の施策により推進を図っている。今後も引き続きそれらに取り組むこととしているが、医療機関の機能等を考慮した情報化が肝要である。そのため、厚生労働省においては、2007年度に各医療機関がその医療機能等を考慮し、当該医療機能の目的に応じた情報化の必要性と活用度を適切に評価することにより、望ましい情報化の推進を可能とする評価系(医療機関自らが評価の際に用いる指標)を開発したところであり、その普及に努めているところである。これにより、医療情報システム導入によるメリット等の把握、自機関の目的に合致した且つ最適な情報システムの選択を可能にするなど、各医療機関において適切な情報化が可能となり、医療分野の情報化が推進される。</p> <p>(評価結果の分類)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> i 施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○) ii 施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに○) <ul style="list-style-type: none"> (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 (ロ) 見直しを行わず引き続き実施 (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討 iii 機構・定員要求を検討(該当する場合に○) <p>(理由) 施策目標に係る指標自体については現下数値を取ることができないものの、参考指標としているオーダーリングシステムの普及率(一般病院400床以上)では平成17年10月時点で72.9%(平成14年10月時点では56.9%)と普及しているなど、施策は着実に進捗しているものと思慮される。今後はさらに多くの医療機関等が医療の情報化のメリットを享受できるよう、より充実した取組を進めることとしている。</p> </div>	

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	統合系医療情報システム(オーダーリングシステム、統合的電子カルテ等)の普及率 (200床以上の医療機関のほとんどに導入すること/400床以上は2008年度まで、400床未満は2010年度まで)	-	-	-	-	-
(調査名・資料出所、備考) ・ 指標1に係る実績値(普及率)については、平成20年度医療施設調査の集計結果に基づき算出するため現下示すことができない。そのため、平成17年度のオーダーリングシステムの普及率を参考指標として個別目標欄に掲載している。						
参考指標		H15	H16	H17	H18	H19
1	オーダーリングシステムの普及率 (一般病院400床以上) (単位:%)	-	-	72.9	-	-
(調査名・資料出所、備考) ・ 参考指標1は医療施設調査(厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健統計課調べ)による(平成14年度は56.9%)。次回調査は平成20年度予定。						

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	IT新改革戦略 (IT戦略本部)	平成18年1月	
	重点計画2007 (IT戦略本部)	平成19年7月	

平成20年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：医政局総務課

施策名	総合的な医療安全確保対策の推進を図ること (1-3-2)	政策体系上の位置付け・
		基本目標1 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策目標3 利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること
施策の概要	医療の安全の確保は医療政策における最も重要な課題の一つであり、安全な医療の提供、患者、国民から信頼される医療の実現について、患者の安全を最優先に考え、医療の質の向上という観点を重視した医療安全確保対策を総合的に推進することにより、医療の安全の確保を図り、もって効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供に寄与することを目的とする。	
	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性))</p> <p>わが国におけるこれまでの医療安全対策は、平成14年4月に医療安全対策検討会議において、今後の医療安全対策の基本的方向性等について取りまとめた「医療安全推進総合対策」及び平成15年12月に出された「厚生労働大臣医療事故対策緊急アピール」に基づき、関係者、関係機関、関係団体、地方自治体、国により、それぞれの役割に応じた取組が進められ、様々な施策の推進が図られてきた。</p> <p>しかしながら、こうした関係者の努力にもかかわらず、十分な医療安全体制が確立されなかったことから、医療の安全と信頼を高めるために一層の取組が求められ、より一層の医療安全対策の推進を図ることが必要となった。</p> <p>このため医療安全対策検討会議において、これまでの「医療安全推進総合対策」の考え方を尊重しつつも「医療の質の向上」という観点を一層重視し、これまでの「医療安全推進総合対策」に基づく対策の強化と新たな課題への対応について提言した「今後の医療安全対策について」が平成17年6月に取りまとめられた。</p> <p>以降この報告書に基づき、各般の施策を実施するとともに、平成18年の医療法改正においては、中立的な立場で患者・家族等と医療関係者・医療機関との信頼関係の構築を支援する医療安全支援センターの制度化や医療機関における組織的な医療安全の確保を図るため、すべての医療機関に対して医療安全の確保の義務付けなど、その充実強化を図ってきたところである。</p> <p>近年、医療紛争が増加の傾向にあるが、医療紛争はその解決に長時間を要することから、患者遺族、医療機関の双方に大きな負担となっている。</p> <p>また、医師が異状死を警察へ届けなかったことを理由に医師法第21条違反で逮捕される事件が発生し、届出の在り方の見直しが医療関係者から求められている。</p> <p>このような状況を踏まえ、医療事故死等の原因を究明するための調査を適確に行わせるため、公正かつ中立な第三者機関(医療安全調査委員会)を設け、医療事故の防止を図り、もって医療の安全の確保に資する必要がある。また、このような新しい仕組みの構築は、医療の透明性の確保や医療に対する国民の信頼の回復にもつながるとともに、医師等が萎縮することなく医療を行える環境整備に資するものと考えられるため、現在、早急に取り組むべき課題となっている。</p> <p>さらに、分娩時の医療事故では、過失の判断の有無が困難な場合が多く、裁判で争われる傾向があり、このような紛争が多いことが産科医不足の理由の一つであると考えられることから、産科医療における無過失補償制度について、平成18年11月に与党において枠組みが取りまとめられた。この枠組みを踏まえた産科医療補償制度の早期実現についても、安心して産科医療が受けられる環境整備の一環として、早急に取り組むべき課題となっている。</p> <p>(有効性)</p> <p>医療の安全の確保の観点から、現在、「今後の医療安全対策について」(平成17年6月)に基づき、「医療の質と安全性の向上」、「医療事故等事例の原因究明・分析に基づく再発防止の徹底」、「患者、国民との情報共有と患者、国民の主体的参加の促進」について、具体的な施策を総合的に講じているところであり、参考指標においても、より充実した医療安全管理対策の実施体制が整備された医療機関が増加していることから、施策目標の達成に向けて有効であったと評価できる。</p> <p>(効率性)</p> <p>「今後の医療安全対策について」(平成17年6月)においては、「医療の質と安全性の向上」、「医療事故等事例の原因究明・分析に基づく再発防止の徹底」、「患者、国民との情報共有と患者、国民の主体的参加の促進」の3本柱を重点事項として、それぞれの項目ごとに将来像のイメージと、その実現に向けて、早急に対応すべき課題と施策が掲げられており、この報告書に基づき、各般の施策を総合的に講じることが、施策目標の達成に向けた効率的な取組であると考えられる。</p>	

施策に関する
評価結果の概
要と達成すべ
き目標等

(総合的な評価)

医療の安全の確保の観点から、「今後の医療安全対策について」(平成17年6月)に基づき、各般の施策の総合的な取組を推進してきているところであり、大きくは平成18年の医療法改正により、全ての医療機関に安全管理体制が義務付けられ、参考指標においても、より充実した安全管理対策の実施体制が整備された医療機関が増加していることから、医療従事者の医療安全に関する意識の向上や医療機関としての組織的な取組が図られていると評価することができる。

医療の安全と両輪をなすべき医療の質の向上を実現していくためには、医療機関・医療従事者による取組だけでなく、患者、国民の医療への主体的参加を促進することが重要であり、その啓発活動の一環として開催している医療安全に関するワークショップやシンポジウムにおいては、指標1のとおり参加者も増加傾向にあり、患者、国民が医療の安全に関しての関心が高まってきていると考えられる。また、地域の患者、住民からの医療に関する相談への対応など、患者等の医療への参加を総合的に支援する医療安全支援センターの設置について、平成18年の医療法改正における制度化を契機に各都道府県等において、着実に進められ、大幅に増加してきている(個別目標3「参考指標」参照)ことから、患者、国民の医療への主体的参加の促進につながっているものと評価することができる。

さらに、医療の安全性を向上させていくためには、医療事故による死亡の原因究明・再発防止を図る仕組みが必要であり、このような新たな仕組みの構築に向けた取組を精力的に行っており、また、産科医療補償制度についても、着実に取組が進められ、平成21年1月より運用が開始される予定であることから、新しい仕組みの構築に向けて、着実に進展していると評価することができる。

以上のように、医療の安全の確保に関する総合的な取組が効果的に実施されており、施策目標の達成に向けて着実に進展していると評価することができる。

(評価結果の分類)

- i 施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○)
- ii 施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに○)
 - (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討
 - (ロ) 見直しを行わず引き続き実施
 - (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討
- iii 機構・定員要求を検討(該当する場合に○)

(理由)

平成20年度予算については、医師確保対策として、「緊急医師確保対策について」(平成19年5月31日政府・与党)において、産科補償制度の早期実現、診療行為に係る死因究明制度の構築(医療事故調査会)など、医療リスクに対する支援体制を整備することが盛り込まれ、「経済財政改革の基本方針2007」(平成19年6月19日閣議決定)においては、「緊急医師確保対策について」に基づき、医療リスクに対する支援体制の整備など、医師確保のための緊急対策に取り組むこととされたことも踏まえ、医療リスクに対する支援体制の整備の一環として、産科医療補償制度創設後における一定の支援、医療事故における死亡の原因究明・再発防止を図る新たな仕組みの構築に向けて、診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業の拡充等を図った。

また、平成20年度組織・定員については、医療事故における死亡の原因究明・再発防止を図る新たな制度の構築に向けた業務体制の強化として、増員を図ったところである。

平成21年度概算要求については、医療リスクにかかる支援体制の整備の一環として、新たに医療紛争の早期解決に向けた取組として、裁判外紛争解決(ADR)制度の活用を推進するとともに、引き続き、医療事故における死亡の原因究明・再発防止を図る新たな制度の構築に向けた診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業の拡充等や産科医療補償制度の運営組織に対し支援するための予算を要求する予定である。

また、平成21年度組織・定員要求については、平成20年度に引き続き、医療事故における死亡の原因究明・再発防止を図る新たな制度の構築に向けた業務体制を強化として、増員を要求する予定である。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H15	H16	H17	H18	H19
1 医療安全に関するワークショップの参加人数(単位:人) (前年度以上/毎年度)	3,131 【79.0%】	3,413 【109.0%】	4,024 【117.9%】	3,691 【91.7%】	5,179 【140.2%】
(調査名・資料出所、備考) ・ 指標1については、医政局総務課医療安全推進室調べによる。					
参考指標					
	H15	H16	H17	H18	H19
1 医療安全対策加算届出医療機関数 (単位:施設数)	-	-	-	1,080	1,409
2 医療安全対策加算届出医療機関の 病床数(単位:床)	-	-	-	423,249	505,528
(調査名・資料出所、備考) ・ 指標1～2は、保険局医療課の調べによる。なお、医療安全対策加算は、平成18年度診療報酬改定において、入院患者にとってより安全で効果的な入院医療の提供を一層促進させる観点から、急性期医療の高度化・複雑化に対応できる医療安全管理対策の実施体制について、新たに診療報酬上の評価を行うものである。					

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	第169回国会における福田内閣総理大臣施政方針演説	平成20年1月18日	「医療事故の原因究明制度の検討を進め、事故の再発防止と併せて、医師が安心して医療に取り組めるようにします。」

平成20年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：健康局

施策名	感染症の発生・まん延の防止を図ること (1-5-1)	政策体系上の位置付け 基本目標1 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策目標5-1 感染症の発生・まん延の防止を図ること
施策の概要	<p>感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保することにより、感染症のまん延を防止し、安心できる衛生環境を確保する。このために、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、予防接種法等により、必要な措置等を行うとともに、予算事業として啓発事業等を行うものとする。</p>	
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性)) 世界保健機関(WHO)は、「我々は、今や地球規模で感染症による危機に瀕している。もはやどの国も安全ではない。」との警告を発しており、我が国においても、普段から感染症の発生及びまん延を防止していくことに重点を置いた事前対応型行政の構築が求められている。 このため、国内への病原体の侵入を防止するための水際対策の強化、緊急時における国内での感染症対策の強化等、総合的な感染症予防対策の推進を図る必要がある。 感染症対策の充実については、平成19年3月に結核予防法を廃止し、感染症法に統合したところであり、保健師などが服薬状況を確認する直接服薬確認療法事業の推進により、結核患者の早期発見、早期対応に加えて再発防止等の対応が可能となっている。 病原体等所持者からの許可及び届出の受付等については、平成19年6月1日の省令施行後の許可申請及び所持の届出に対応するため、受付事務及び検査等についての適正な執行体制を確保する必要がある。 予防接種の実施の推進については、法律において、市町村への実施の義務、被接種者(保護者)の受ける義務が定められ、現状では、概ね適正に行われていることにより、高い接種率が確保されている。 また、肝炎については、本人の自覚がないまま、肝硬変や肝がんといった重篤な疾病に進行するおそれがあること等にかんがみ、従来から総合的な対策を行ってきたが、いまだ国内最大の感染症として国民全体の健康課題となっている。</p> <p>(有効性) 結核の直接服薬確認療法事業等を実施することで多剤耐性結核菌の発生を防ぐことは有効である。 病原体等所持者からの許可及び届出に関する事務を適切に行うことは、病原体等の管理体制を確立することになり、生物テロ等を未然に防止することとなり有効である。 また、高い予防接種率を維持することは、これら感染症の罹患者を減少させることができ有効である。 肝炎対策においては、肝炎ウイルスの感染者が自身の感染に気付いていないことが多いこと、また放置すると肝硬変や肝がんという重篤な疾病に進展するおそれがあること等から早期発見・早期治療が極めて重要である。保健所等における肝炎検査体制の整備を進めることで、肝炎患者の早期発見・早期治療を行うことが可能となる。</p> <p>(効率性) 結核の直接服薬確認療法事業を実施することにより、早期治療につながり、効率的な手段である。 病原体等の管理体制を確立することは、国が病原体等の所持の状況を一元的に把握することができ、効率的に管理することができる。 また、予防接種率の向上させることは、該当感染症への罹患者を減少させることができ、国民の健康の確保に資することになる。 肝炎対策においては、肝炎ウイルスの感染者が自身の感染に気付いていないことが多いこと、また放置すると肝硬変や肝がんという重篤な疾病に進展するおそれがあること等から早期発見・早期治療が極めて重要である。保健所等における肝炎検査体制の整備等の肝炎対策の推進は、肝炎患者の早期発見・早期治療に資するものであり、感染症の発生・まん延防止を図る上で効率的な手段といえる。</p> <p>(総合的な評価) 結核の罹患者率は着実に減少しているところであるが、平成19年4月に感染症法が改正され、結核についても感染症法の中で対策が推進されることとなったところであり、今後は、入院の勧告手続等について、人権を尊重しつつ、より適確に入院手続を実施することが可能になったほか、法第15条に基づく積極的疫学調査の実施等更なる対策の推進が可能となることから、着実に罹患者を減少できるものと考えることができ、評価できる。 病原体等取扱施設については、感染症法の改正に伴い、情報提供や検査等による施設の適正な管理の確保、病原体等の適正な管理を法令に基づき遵守する義務が生じたところであり、今後は、感染症法第56条の30に基づく報告や感染症法第56条の31の立入検査の状況を見極めて適確な対応をしていくことにより、施策が推進できると考える。 感染症については、発病を防ぐ予防策等の手段として予防接種が極めて重要であり、一定の感染症について予防接種可能な状況を確保するとともに、現時点での接種率は、高水準で維持されており、概ね適正に実施されていると考えられ評価できる。感染の更なる防止のため、より積極的に推進し、感染者の発生を抑制していく必要がある。 また、肝炎対策においては、肝炎ウイルスの感染者が自身の感染に気付いていないことが多いこと、また放置すると肝硬変や肝がんという重篤な疾病に進展するおそれがあること等から、早期発見・早期治療が極めて重要であり、検査体制のさらなる充実が必要である。特に平成20年1月からは、肝炎ウイルス検査をより一層推進するため、これまでの保健所での無料検査に加えて、都道府県等が委託した医療機関における検査についても無料で受診できるよう措置を行った。また、平成20年度からは、B型及びC型肝炎のインターフェロン治療に対する医療費助成制度の創設や研究の推進等を柱とする新しい肝炎総合対策を開始したところであり、今後とも、肝炎対策のより一層の推進が求められる。 近年、その発生が危惧されている新型インフルエンザに対応するため、感染症法及び検疫法を改正(平成20年5月2日公布、5月12日施行)し、その対策を進めているところである。</p>	

(評価結果の分類)

- i 施策目標の終了・廃止を検討 (該当する場合に○)
 - ii 施策目標を継続 (該当する場合に次のいずれか1つに○)
 - 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討
 - 見直しを行わず引き続き実施
 - 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討
 - iii 機構・定員要求を検討 (該当する場合に○)
- (理由)
 感染症対策の充実については、現在重篤な感染症の蔓延を防ぐためには、動向調査や医療機関の充足は必要であり、個別目標に向け、現在の取組を引き続き、続けて行くことが重要なため。また、予防接種率もおおむね、目標を達成しているが、感染の更なる防止のため、より積極的に推進し、感染者の発生を抑制していく必要がある。肝炎対策についても、肝炎検査受診者数はほぼ毎年増加しているところであり、肝炎対策のさらなる推進に向けて、引き続き現在の取組を続けていく必要がある。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率 (実績値/達成水準)					
	H15	H16	H17	H18	H19
1 結核患者罹患率の推移(単位:人) (人口10万人対比18人以下/平成22年度)	24.8	23.3	22.2	20.6	集計中
2 病原体等取扱施設の検査結果の適正割合(単位:%) (90%以上/毎年度)	-	-	-	-	100.0 [111.1%]
3 予防接種の接種率(ポリオ・麻疹・風疹)(単位:%) (おおむね95%/毎年度)					
ポリオ	98.4	94.6	95.4	集計中	集計中
麻疹	102.4	93.7	97.8	集計中	集計中
風疹	100.3	98.1	143.6	集計中	集計中
4 保健所等における肝炎検査受診者数(単位:人) (前年度以上/毎年度)	4,940 [117.0%]	11,773 [238.3%]	7,041 [59.8%]	36,480 [518.1%]	集計中

(調査名・資料出所・備考)
 ・ 指標1は、「結核の統計2007」(財)結核予防会調べ)によるものである。平成19年の数値は現在集計中であり、平成20年9月に確定値等公表予定である。
 ・ 指標2は、結核感染症課調べである。なお、平成19年6月から実施されたものであることから、平成18年度以前の数値は集計不可。
 ・ 指標3は、健康局結核感染症課調べである。平成18年度分は、平成20年9月公表予定であり、平成19年度分は平成21年9月公表予定である。
 ※予防接種の接種率が100%を超えていることについては、接種年齢が複数年に渡っている一方で、その分母については、未接種者等の対象者をその全学年で把握することは困難であるため、対象となる年に実施する者が多いことから、対象年齢になる年の対象者数を分母にして計算しているためである。
 ・ 指標4は、健康局疾病対策課及び結核感染症課調べであり、B型肝炎ウイルスとC型肝炎ウイルスの検査数を合計したのべ人数である。平成19年度の数値は平成20年9月頃に公表予定である。

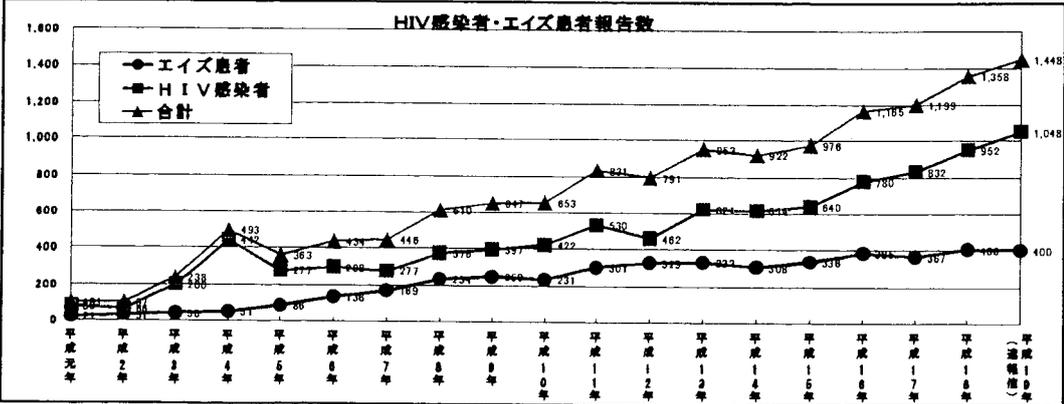
	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	第169回国会における福田内閣総理大臣施政方針演説	平成20年1月18日	「医療費助成や無料検診の拡大などの総合的な肝炎対策を実施してまいります。」
	経済財政改革の基本方針2008	平成20年6月27日	・「(難病対策や)肝炎対策を一層推進する。」 ・「ワクチン等の研究開発・備蓄、医療体制の整備など、新型インフルエンザ対策の強化を行う。」

平成20年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：健康局

<p>施策名</p>	<p>治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等を充実させること</p> <p>(1-5-2)</p>	<p>政策体系上の位置付け</p> <p>基本目標1 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策目標5-2 治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等を充実させること</p>
<p>施策の概要</p>	<p>健康を脅かす特殊の疾病等の予防・治療等を充実させるため、希少性があり、原因不明で効果的な治療方法が確立しておらず、生活面で長期にわたり支障をきたす疾患について、調査研究の推進や医療の確保等を図る。</p> <p>また、特殊の疾病等の対策として、ハンセン病療養所の運営や、ハンセン病療養所退所者・非入所者等に対する生活支援、ハンセン病に対する正しい知識の普及啓発等のハンセン病対策とともに、HIV・エイズに関する普及啓発及び教育、検査・相談体制の充実、医療提供体制の再構築など、エイズ対策を推進する。</p>	
	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性))</p> <p><難病対策について></p> <p>難病対策については、厚生省(当時)が難病プロジェクトチームを設置し、難病対策の考え方、対策項目などについて検討を行った結果、昭和47年に策定された「難病対策要綱」において、「①原因不明、治療方法未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれが少なくない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病」と整理されている。</p> <p>この要綱を踏まえ、「①調査研究の推進、②医療施設の整備、③医療費の自己負担の軽減、④地域における保健医療福祉の充実・連携、⑤QOLの向上を目指した福祉施策の推進」の5本の柱に基づき、症例数が少なく原因不明で治療方法も未確立であり、かつ、生活面で長期に渡る疾病を研究する難治性疾患克服研究事業及び難病患者の医療費の助成制度である特定疾患治療研究事業など、各種の施策を推進している。</p> <p>なお、特定疾患治療研究事業の受給者証件数は、昭和63年度169,906件、平成10年423,124件、平成17年度565,848件と年々増加している状況にあり、引き続き、難病対策の充実・強化が必要である。</p> <p><ハンセン病対策について></p> <p>ハンセン病対策については、平成8年4月に「らい予防法の廃止に関する法律」が成立し、これまでのいわゆる隔離政策が改正された。また、平成10年に提起された「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」について、平成13年5月の熊本地裁判決を踏まえ、内閣として控訴しないことを決定した。</p> <p>これを受けて、ハンセン病問題の早期かつ全面的な解決を図るため、議員立法により「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」が成立(平成13年6月公布・施行)した。また、これと平行して、原告と和解協議を行い、基本合意書に調印し、漸次和解が成立中である。</p> <p>ハンセン病患者・元患者への恒久対策については、厚生労働副大臣を座長とする「ハンセン病問題対策協議議会」において、患者・元患者の代表らと検討を重ね、合意された事項について、①謝罪・名誉回復措置、②在園保障、③社会復帰・社会生活支援、を柱として実施している。</p> <p>しかし、療養所入所者の社会復帰は、高齢化や社会に今なお偏見・差別が残っていることなどから困難となっており、引き続き、対策が必要となっている。</p> <p><エイズ対策について></p> <p>エイズ対策については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)」第11条第1項の規定に基づき作成された「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針(「エイズ予防指針」(平成11年厚生省告示217号))により、予防と医療にかかる総合的施策を患者の人権に配慮しつつ推進してきた。</p> <p>エイズ/HIV感染の動向を見ると、平成19年の新規HIV感染者・エイズ患者報告数(速報値)の合計が過去最高の数となっており、増加傾向が続いている。近年では地域的、年齢的にも広がりを見せており、依然として予断を許さない状況である。</p>	



施策に関する
評価結果の概
要と達成すべき
目標等

(有効性)

- 1 難病情報センターへのホームページアクセス件数が、最近5カ年で2倍以上に増加しているが、このホームページには、診断・治療指針等を掲載し、患者から医療関係者まで、幅広く情報を入手できるものであることから、国民への情報提供が有効に行われているものと評価できる。また、これにより、国民の受診機会の増加、また、治療研究の促進に繋がっているものと評価できる。
- 2 ハンセン病資料館の入館者数については、ハンセン病資料館の拡充工事に伴う休館があったため継続的な評価はできないが、休館前と比べて大幅に入館者が増え、多くの国民に情報提供を行うことができおり、国民への情報提供が有効に行われているものと評価できる。
- 3 保健所等におけるHIV抗体検査件数については、年々検査件数が増えており、普及啓発の効果及び利用者の利便性に配慮した検査体制の整備について、有効に進んでいるものと認められる。

(効率性)

- 1 難病情報センターのホームページアクセス件数は5年間で2倍以上増えており、難病に対する一般的な情報の他、医療従事者に向けた診断・治療指針も掲載しており、難病に関する情報を一元的に閲覧できるものと考えている。これらの情報を掲載することで、ホームページにより、難病に関する適切な情報提供が有効かつ効率的に行われているものと認められる。
- 2 ハンセン病資料館の入館者数が大幅に増えていることなどから、ハンセン病の正しい知識についての普及啓発が効率的に進んでいるものと評価できる。
- 3 HIV・エイズに関する普及啓発及び教育の推進により、HIV検査件数、HIV・エイズに関する相談件数が増加(参考指標:「保健所等におけるHIV/エイズに関する相談件数」参照)しており、効率的に普及啓発が行われたものと評価できる。

(総合的な評価)

- 1 難病患者に対する受診機会の増加及び国民への情報提供は、難病情報センターホームページのアクセス件数の増加などに見られるように、有効かつ効果的に行われている。また、国民への情報提供により、国民の受診機会の増加や治療研究の促進に繋がっており、難病対策の推進が図られているものと評価できる。
今後とも、難病情報センターにおける情報提供の充実を図るなど、難病に関する情報提供を効果的に行うとともに、調査研究の推進等、難病対策を推進することが重要である。
- 2 ハンセン病対策の推進については、指標については、拡張工事に伴う休館があったため継続的な評価はできないが、再オープンしたハンセン病資料館が、差別・偏見の解消に向けた拠点として多くの入館者を集めるなど、目標の達成に向けて有効な取り組みが行われていると評価できる。
この他、中学生向けパンフレットの配布事業やシンポジウムの開催等が着実に実施されており、今後も元患者等と協議を重ねながら必要な政策の実施を図ることが重要である。
- 3 HIV・エイズに関する普及啓発及び教育の推進により、HIV検査件数、HIV・エイズに関する相談件数が増加しており、普及啓発の効果及び利用者の利便性に配慮した検査体制の整備について、成果が認められる。
今後とも、より一層、普及啓発及び教育の推進に取り組むとともに、検査・相談体制の充実、医療提供体制の再構築など、エイズ対策を推進することが重要である。

(評価結果の分類)

<ul style="list-style-type: none"> i 施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○) ii 施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに○) <ul style="list-style-type: none"> (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 (ロ) 見直しを行わず引き続き実施 <input checked="" type="checkbox"/> (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討 iii 機構・定員要求を検討(該当する場合に○)
<p>(理由)</p> <p>難病対策については、平成20年度において、当該事業について都道府県等に対し、本補助金の活用周知に努めるとともに、難病患者の実態を踏まえ、引き続き平成21年度要求においても難病対策の推進に必要な経費を要求することを予定している。 なお、難病情報センターについては、難病に関する医療従事者からの相談に対応するために必要な提供情報蓄積及び情報処理能力の向上に資するため、サーバーの増設を行う予定である。また、特定疾患治療研究事業については、受給者の増及び新規疾患追加により、拡充要求を行うこととしている。さらに、難治性疾患克服研究事業については、「5つの安心プラン」において、難治性疾患の診断・治療法の研究開発を促進するため、対象疾患の拡大等事業を大幅に拡充することとしている。 また、HIV/エイズに係る普及啓発については、平成19年度事業において財政的な制約から申請額を減少させる自治体が増えたことから、各都道府県等での取組が進んでいない状況である。このことを踏まえ、平成20年度においては、当該事業について都道府県等に対し、本補助金の活用周知に努めるとともに、新規患者・感染者の報告数が増加していることを踏まえ、引き続き平成21年度要求においてもエイズ対策の推進に必要な経費を要求することを予定している。</p>

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標

(達成水準/達成時期)

※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)

	H15	H16	H17	H18	H19
1 難病情報センターへのホームページアクセス件数(単位:千件) (前年度以上/毎年度)	7,848 【129.2%】	10,192 【129.9%】	13,336 【130.8%】	17,385 【130.4%】	17,358 【99.8%】
2 ハンセン病資料館の入館者数 (単位:人) (前年度以上/毎年度)	13,164 【91.3%】	12,583 【95.6%】	5,190 【-%】	- 【-%】	21,120 【-%】
3 保健所等におけるHIV抗体検査件数(単位:件) (前年以上/毎年)	75,539 【122.5%】	89,004 【117.8%】	100,287 【112.7%】	116,550 【116.2%】	153,816 【132.0%】

(調査名・資料出所、備考)

- ・ 各指標は、健康局疾病対策課の調べによる。
- ・ 指標1及び2の各年度の数値は年度末時点であり、指標3の各年の数値は年末時点である。
- ・ なお、指標2については、ハンセン病資料館の拡充工事に伴う休館(平成17年9月から平成19年3月末まで)により、平成17年度については8月31日までの入館者数となっており、平成18年度については実績値は無い。

【参考】 難病情報センターHP <http://www.nanbyou.or.jp>
エイズ予防情報ネットHP <http://api-net.jfap.or.jp/htmls/frameset-03-02.html>

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	経済財政改革の基本方針2008	平成20年6月27日	難病対策(や肝炎対策)を一層推進する。

